

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務
公募型プロポーザル審査会 設置要綱

（名称）

第1条 この審査会は、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル審査会（以下「設計審査会」という。）と称する。

（目的）

第2条 設計審査会は、スポーツ・コンベンションセンターの基本設計・実施設計業務について、公募型プロポーザル方式により設計者を選定するために、専門的かつ公正な審査を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 設計審査会は、設計公募資料の作成や設計者の選定に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル参加者の募集要件、募集方法等に関する事
- (2) 提案内容を評価するための評価基準、評価方法等に関する事
- (3) プロポーザル参加者及びその提案内容の審査に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設計者の選定に関し必要な事項

（委員）

第4条 設計審査会は、知事が委嘱した別紙の委員で構成する。

（委員長）

第5条 設計審査会には委員長を置き、委員長は委員の互選で選出する。

2 委員長は設計審査会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 設計審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、初回の会議については、知事が招集する。

2 会議は、非公開とする。ただし、公開プレゼンテーションは除く。

3 会議は、委員の過半数の出席（Webでの出席を含む）がなければ開くことができない。

4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

5 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から県と設計事業者が同センターの基本設計・実施設計業務に係る契約を締結する日までとする。ただし、知事が必要と認めて委嘱を解く場合は、解職の日までとする。

2 委員の辞職等により設計審査会の運営に支障が生じたときは、知事は新たな委員を委嘱することができるものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、公平かつ公正に評価を行わなければならない。

2 委員は、直接的、間接的を問わず、プロポーザルに参加しようとする設計事業者への援助、助言等を行ってはならない。

3 委員は、会議において知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報及び設計審査会が公表した情報に関しては、この限りではない。

(会議結果の公表等)

第9条 会議での審査の経過及び結果について公表する事項、時期等は、設計審査会が自ら決定するものとする。

(事務局)

第10条 設計審査会の事務局は、鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、設計審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、設計者との契約締結が完了した日をもって、その効力を失う。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務
公募型プロポーザル審査会（設計審査会） 委員名簿

（委員 8 名）

（五十音順，敬称略）

分 野	氏 名	役 職 名
スポーツ	岩元 幸成	公益財団法人 鹿児島県スポーツ協会 専務理事兼事務局長
コンベンション ・観光	小島 規美江	M I C E makes L I N K 主宰
防災	酒匂 一成	鹿児島大学地域防災教育研究センター長
建築	柴田 晃宏	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授
建築	早部 安弘	早稲田大学理工学術院 教授
都市計画	藤本 英子	京都市立芸術大学 名誉教授
建築	古谷 誠章	公益社団法人 日本建築士会連合会会長
スポーツ	前田 究	鹿児島県パラスポーツ協会 事務局長

【注意事項】

審査の公平性を確保するため，プロポーザルへの参加が見込まれる設計事業者が委員に接触することは禁止する。接触した場合は，プロポーザルへの参加資格を失うこととする。